

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

福島市

1 促進計画の区域

区域は福島市全域
別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1)現況

本区域は、西に奥羽山脈に連なる吾妻連峰、東は丘陵状の阿武隈高地に囲まれた福島盆地の中心にあり、南北に阿武隈川が流れている。区域の中心には信夫山があり、中央部は平坦で田園地帯が連なり、北部及び北西部は果樹地帯として、もも、なし、りんごの特産地となっている。また、南部及び南西部は、水田地帯となっており、吾妻山系及び阿武隈山系から流れる水が、荒川、松川、摺上川等となって区域を縦貫する阿武隈川に注いでいる。

全域で人・農地プランが位置付けられ、担い手としての認定農業者等の育成や優良農用地の確保と農用地の利用集積を進めている。

しかしながら、近年の農業従事者の高齢化や後継者不足により、生産性の低い農地を中心に耕作放棄地が増加傾向にあり、また、集落機能が低下し、適切な保安全管理が困難となってきた。そのため、農地、農業用水等の資源や農村の自然環境、景観の保全形成等の多面的機能の発揮に支障をきたしている。

また、平地部の農地は概ね、ほ場整備を完了しているが、中山間部の農地は急傾斜のため面的な基盤整備が困難なことから生産性も低く、農業経営上極めて不利な条件となっている。

さらに、本区域は、自然環境が豊かな地域であり、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及が必要とされている。

(2)目標

(1)を踏まえ、本区域においては、基盤整備事業が完了した農地は引き続き優良農地として保全するとともに、地域環境の保全、水源かん養、洪水等の災害防止、景観の提供等農用地の持つ公益的・多面的機能を発揮していくためには、営農に適した良好な状態で農用地を保全していくことが重要である。

農作業の効率化と生産性の向上を図り、担い手や安定的な経営体への農地の利用集積等を促進するため、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、中山間地域における農業生産活動を支援し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

また、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及促進を図る。

本区域では、法第3条第3項第1号及び同項第2号並びに同項第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
(1)	福島市全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号及び3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市が必要と認める事項

法第3条第3項第2号の実施に際し、以下の項を定める。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

- 三法指定地域 ○特定農山村法（旧水原村を除く、下記旧5村）
○山村振興法（下記旧6村）
○過疎法（該当する旧市町村なし）

旧茂庭村、中野村、大笹生村、庭坂村、土湯村、水原村

- 県特認地域 ○福島県中山間地域等直接支払制度実施要領
第2の1の基準による地域

旧笹谷村（堰場集落、横堀集落、三本木集落、伏金集落、仁井町集落）

旧平野村（沼前集落、古館集落、森集落、鯖西集落）

旧野田村（笹木野原集落、上一集落、石田・新田集落、山神集落）

旧金谷川村（関谷集落、前越集落）

旧湯野町（穴原集落、三角西集落、山坊集落）

旧東湯野村（塩ノ目集落、増田集落）

旧松川町（小池集落、西郷集落）

旧荒井村（地藏原集落）

第2の2の基準による地域

旧小国村、立子山村、佐倉村、庭塚村、水保村、平田村
旧飯坂町、青木村

第2の3の基準による地域

旧飯野町、大久保村、明治村

第2の5の基準による地域

旧下川崎村

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っ
ても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする
- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ロ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地
- (エ) 市町村長の判断によるもの
 - a 緩傾斜農用地
勾配が田で 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地、採草放牧地で 8 度以上
15 度未満
 - b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地
急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地の高齢化率 40%以上
耕作放棄率： 田 8%以上、 畑（草地含む）15%以上の農地
- (オ) 福島県知事が地域の実態に応じて指定する地域

(2) 集落協定の共通事項

- 1) 連携する未実施集落の農用地面積が 1 h a 未満である場合において、農用地面が
0.8 h a 以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携促進加算措置の対象
とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、1 h a 以上の一団の農用
地の要件を満たしたものとみなす。
- 2) 協定参加者数がおおむね 50 戸に満たない場合において、協定参加者数が 30 戸以上
となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携促進加算措置の対象と
することが適当であると市長が個別に認めた場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加
者数の要件を満たしたものとみなす。
- 3) 協定認定年度から本加算措置の適用を受けようとする年度の前年度末までの間に、
既に未実施集落との連携又は地域の活性化を担う人材の確保等に係る取組のいずれ
か一方を行っている場合において、新たに他方の取組を行う場合であり、かつ、集落
協定参加者の取組意欲等を踏まえ集落連携促進加算措置の対象とすることが適当で
あると市長が個別に認めた場合には、実施要領第 6 の 3 の (2) のイの (オ) の注 4 が適用
される。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者として市長が認定する者とは、専業・第 1 種兼業農家で 60
歳未満の年間農業従事日数が 150 日以上の基幹的農業従事者を有している経営体
とする。

(4) その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業
の概要及び田から畑への地目変換等必要な事項について、記述するものとする。

附 則

この計画は平成27年4月8日から施行する。